# 居宅介護支援重要事項説明書

令和 7年 1月 20日作成

1 当事業所が提供するサービスの相談窓口

電話 0596-22-3535 (営業日及び営業時間内)

ご不明な点は 何でもおたずね下さい。

### 2 事業所の概要

事業所名	髙見指定居宅介護支援センター	
所在地	〒516-0036 伊勢市岡本1丁目16番31号	
事業者指定番号	2470800083 号 三重県	
連絡先	TEL: 0596-22-3535	
	FAX: 0596-20-1152	
サービス提供地域	伊勢市・玉城町・鳥羽市	

<sup>※</sup>上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい

## 3 事業所の職員体制等

管理者	1名
介護支援専門員	4名(常勤兼務1名・常勤専従1名・非常勤専従2名 ) 居宅介護支援業務
事務担当職員	1名 介護支援専門員の補助・介護事務

## 4 営業日及び営業時間

平日:午前8時30分~午後5時15分

\*上記時間外および土曜·日曜·祝祭日(8/13~15·12/29~1/3含む)は営業していません。

## 5 サービス利用料および利用者負担

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

但し、保険料滞納等により法定代理受領ができなくなる場合には、法定利用料(要介護1・2…10,860円要介護3・4・5…14,110円 初回加算…3,000円 入院時情報連携加算…2,000~2,500円 退院・退所加算…4,500~9,000円)等をいただき、当所よりサービス提供証明書を発行します。

- (2)介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費 (実費)の支払いが必要となります。
- (3) 利用者が居宅介護支援サービス実施記録の複写物が必要な場合には、実費相当の費用の支払いが必要となります。
- (4) 利用者のご都合により居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合は、居宅介護支援 法定代理 受領料相当の料金が必要となります。(1)参照
- 6 当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は 別紙の通りです。
  - ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
  - ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- 7 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容
  - ①申し込み → ②重要事項説明 → ③契約 → ④居宅サービス計画原案の作成
    - → ⑤文書による合意(サービス担当者会議) → ⑥居宅サービス計画作成 → ⑦居宅サービス提供
    - → ⑧経過観察(月1回以上の訪問)・評価 → ⑨必要時計画の変更 → ⑩ ④に戻る

#### 8 当事業所のサービス方針等

当事業所では介護支援専門員により 公正中立に利用者本位の居宅介護サービス計画を作成し、 地域の各種サービス提供機関と連携をとりながら要介護者 及び ご家族の方々が、 安心して豊かな生活ができるよう

"心をこめて 家庭 看護・介護のお手伝い" をしていきたいと考えています。

# 9 虐待について

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し 研修を実施する等の措置を講じます。

### 10 身体拘束の禁止

- (1) 当事業所は、サービスを提供するにあたって、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という。)を行いません。
- (2) 当事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他 利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。
- (3) 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。
  - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図ります。
  - 身体的拘束等に適正化のための指針を整備します。
  - ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

## 11 ハラスメント対策

- (1) 当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラス メントなどの行為を禁止します。

#### 12 感染症対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じます。

#### 13 業務継続計画の策定

感染症・非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画の策定及び必要な 措置を講じます。

### 14 相談窓口・苦情対応

〇サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

	電話番号	0596-22-3535
当事業所相談窓口	ファックス番号	0596-20-1152
当争未价怕談芯口	相談責任者	管理者
	対応時間	営業日及び営業時間内

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

伊勢市役所 健康福祉部介護保険課	住所・電話番号	伊勢市岩渕1丁目7-29 0596-21-5560
	対応時間	午前9時~午後5時
玉城町役場 保健福祉課地域共生室	住所・電話番号	度会郡玉城町勝田4876-1 0596-58-7373
	対応時間	午前8時30分~午後7時
鳥羽市役所	住所・電話番号	鳥羽市大明東 2-5 0599-25-1186
健康福祉課長寿介護係	対応時間	午前8時30分~午後5時15分

三重県国民健康保険	住所	三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内
団体連合会	電話番号	059-222-4165
(国保連)	対応時間	午前8時30分~午後5時

# 16 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 髙見内科
代表者名	理事長 髙見 謙一郎
所在地	伊勢市岡本1丁目4番28号
	髙見内科 院長 髙見 謙一郎
事業所名	髙見指定居宅介護支援センター
	髙見訪問看護ステーション